

春日部市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

春日部市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(入室の資格) 第5条 児童クラブに入室できる者は、 <u>春日部市立小学校（以下「学校」という。）に在学する児童</u> であって、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童（次条において「留守家庭児童」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。	(入室の資格) 第5条 児童クラブに入室できる者は、 <u>春日部市立小学校（以下「学校」という。）の第1学年から第3学年までに在学する児童</u> であって、かつ、保護者が就労等のため放課後等に常時留守となっている家庭の児童（次条において「留守家庭児童」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。